

《消費税引き上げに係る増収分の使途状況について》

少子高齢化の進展に伴い今後も増加が見込まれる社会保障経費の財源を確保するため、平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ引き上げられており、増収分については、すべて社会保障経費の財源とし、使途を明確にすることとされています。

平成30年度決算における中能登町での増収分及び充当事業は、以下の通りです。

【歳入】

平成30年度 地方消費税交付金(社会保障財源分)

142,634 千円

【歳出】

地方消費税引上げ分の使途一覧

(単位:千円)

充当事業		事業費	国県支出金	地方債	その他	一般財源	うち引上げ分
社会福祉	保育園運営費	356,285	106,241		8,813	241,231	142,634
	福祉医療費支給事業	127,975	28,402		215	99,358	
	児童福祉事務事業	16,300	404		250	15,646	
社会保険	後期高齢者医療事業	349,870	57,585		11,517	280,768	
	老人福祉事務事業	301,829	3,329		3,076	295,424	
	保健衛生事業	149,879	74,056			75,823	
保健衛生	感染症予防事業	52,513	2,239			50,274	
	保健事業	21,909	560			21,349	
	母子保健事業	16,121	964		4	15,153	
合計		1,392,681	273,780	0	23,875	1,095,026	